

令和7年度 富山県立大門高等学校の部活動に係る活動方針

<p>部活動に関する方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 望ましい人間関係の中で、趣味や特技を生かし、豊かで健全な個性の伸長を図る。 ・ 自主性を高めるとともに、集団生活において協調と責任を重んじる態度を養う。 ・ 学習活動との両立を図るために効率的に活動しようとする意欲と態度を養う。 				
<p>休養日と活動時間の設定</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="485 707 616 1008"> <p>休養日</p> </td> <td data-bbox="616 707 1444 1008"> <ol style="list-style-type: none"> ① 週休日のいずれかの日を休養日とする。 ② ①以外に週1回以上休養日の設定に努める。なお、休養日とする日は各部で決める。 ③ 休養日に活動を行う場合は、校長に事前に届け出て許可を得ること。 <p>※休養日については、年間104日以上設けることとし、そのうち週末は少なくとも52日以上を休養日とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1008 616 1310"> <p>活動時間</p> </td> <td data-bbox="616 1008 1444 1310"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平日は2時間程度とする。 ・ 休業日(学期中の週末も含む)は3時間程度とする。 </td> </tr> </table>	<p>休養日</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 週休日のいずれかの日を休養日とする。 ② ①以外に週1回以上休養日の設定に努める。なお、休養日とする日は各部で決める。 ③ 休養日に活動を行う場合は、校長に事前に届け出て許可を得ること。 <p>※休養日については、年間104日以上設けることとし、そのうち週末は少なくとも52日以上を休養日とする。</p>	<p>活動時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日は2時間程度とする。 ・ 休業日(学期中の週末も含む)は3時間程度とする。
<p>休養日</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 週休日のいずれかの日を休養日とする。 ② ①以外に週1回以上休養日の設定に努める。なお、休養日とする日は各部で決める。 ③ 休養日に活動を行う場合は、校長に事前に届け出て許可を得ること。 <p>※休養日については、年間104日以上設けることとし、そのうち週末は少なくとも52日以上を休養日とする。</p>				
<p>活動時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日は2時間程度とする。 ・ 休業日(学期中の週末も含む)は3時間程度とする。 				
<p>活動計画</p>	<p>平日の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 18時30分(片付け、鍵の返却を含む) <p>※延刻を希望する場合は、特別部活動願を提出し、顧問の付き添いを原則として活動する。延刻終了時間は18時45分とする。</p> <p>考查中の活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 考查時間割発表から考查終了までの活動は行わない。ただし、活動を必要とする場合は、特別部活動願を提出して許可を得る。この場合の活動時間は放課後1時間程度とする。 <p>休業中(夏期・冬期・春期)の活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休業中の活動は、部顧問の付添を原則とし、活動計画を提出し許可を得る。活動終了時間は17時とする。 				
<p>その他</p>					